

# 介護福祉士及び社会福祉士の 制度改正に関わる法律が成立

11月28日、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が参議院で可決、成立しました。施行は2012年4月1日（資格取得方法の見直し等一部を除く）です。

法改正の背景には近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められるなか、認知症の介護など新たな介護サービスへの対応や、サービスの利用支援等の新しい相談援助など業務が拡大してきていることがありました。

法案の成立により①定義の見直し、②義務規定の見直し、③資格取得方法の見直し、④社会福祉士の任用・活用の促進が行なわれることになります。

法案には審議の過程で11項目の付帯決議が付けられました。その中の1つでは、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（人材確保指針）に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の①雇用管理や労働条件の改善の促進、②生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの

支援、③潜在マンパワーの就業促進などの実効性のある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進することが付帯されました。

この人材確保指針は8月に見直しされており、「人材確保の基本的考え方」「人材確保の方策」「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割」などが示されています。

福祉機器については、「人材確保の方策」の項目の1つである「労働環境の改善」の中で業務の省力化の方策として、「IT技術や自助具を含む福祉用具の積極的な活用等を通じて省力化に努めること」と記載され、「経営者」「関係団体等」「国」「地方公共団体」が取り組むべきとされました。

福祉機器はサービス提供者の省力化だけでなく、利用者の自立を支援し提供するサービス量をセーブできます。そうした面からも福祉機器の一層の開発・普及が望まれています。

## 人材確保の基本的考え方における人材確保の視点

- ① 就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため、「労働環境の整備の推進」を図ること
- ② 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズの確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること
- ③ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること
- ④ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の参入の促進」を図ること
- ⑤ 福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待されるのは、他分野で活躍している人材、高齢者等が挙げられ、今後、こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ること 等

## 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

### 改正の必要性

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

○介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、**認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応**が求められている。

○介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、**サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大**してきている。

### 改正の概要

#### 1. 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「**心身の状況に応じた介護**」に改める。
- ② 社会福祉士の業務として、福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

#### 2. 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は地域に即した創意と工夫を行いつつ、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に対応するため、**知識・技能の向上に努めなければならない**。

#### 【経過措置】（介護福祉士関係）

養成施設を卒業した者は、当分の間、**准介護福祉士**の名称を用いることができることとする。  
\* 日比経済連携協定に基づく養成施設コースのフィリピン人にも適用

#### 3. 資格取得方法の見直し

##### 【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、**新たに国家試験を受験する**仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも**基準を課す**とともに、**文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する**仕組みとする。
- ③ 「実務経験」（3年以上）に加え、**新たに6月以上の養成課程（通信等）を経た上で国家試験を受験する**仕組みとする。

##### 【社会福祉士】

- ④ 「福祉系大学」の実習等の教育内容、時間数等について、**文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する**。
- ⑤ 「行政職」経験に加え、**新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する**仕組みとする。

#### 4. 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① **社会福祉士** 養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、**新たに国家試験の受験資格を付与する**。
- ② **身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける**。

### 施行期日

平成24年4月1日（3①・④・⑤及び4①は平成21年4月1日、1、2及び4②は公布の日）

# 厚労省、介護サービス施設・事業所調査結果を公表

12月3日、厚生労働省は「介護サービス施設・事業所調査結果の概況」を公表いたしました。

事業所数、施設数の状況についてみると、先の制度改正で設けられた介護予防サービスの事業所数は、介護予防訪問介護が19,269事業所、介護予防通所介護が18,055事業所となっています。介護サービスの事業所数は、訪問介護が20,948事業所、通所介護が19,409事業所です。また、入所施設は、介護老人福祉施設が5,716施設、介護老人保健施設が3,391施設、介護療養型医療施設が2,929施設でした。

福祉機器関係では、介護予防福祉用具貸与が5,605事業所、特定介護予防福祉用具販売が5,267

事業所、福祉用具貸与が6,051事業所、特定福祉用具販売が5,299事業所でした。

次に利用者数、在所者数の状況についてみると、介護予防サービスでは、介護予防訪問介護が159,791人、介護予防通所介護が149,705人でした。介護サービスの利用者では、訪問介護が882,556人、通所介護が955,506人です。また、入所施設では、介護老人福祉施設が392,547人、介護老人保健施設が280,589人、介護療養型医療施設が111,099人でした。

福祉機器関係では、介護予防福祉用具貸与が74,686人、福祉用具貸与が652,262人でした。

以上のように利用者の多い訪問介護、通所介護ではこれまで順調に利用者を増やしていましたが、平成18年の利用者数は前年に比べ1～2割減少しま

## 10月1日現在の事業所数、施設数

	16年	17年	18年
訪問介護	17,274	20,618	20,948
通所介護	14,725	17,652	19,409
短期入所生活介護	5,657	6,216	6,664
介護老人福祉施設	5,291	5,535	5,716
福祉用具貸与	5,391	6,317	6,051
特定福祉用具販売	—	—	5,299

## 10月1日現在の利用者数、在所者数

	16年	17年	18年
訪問介護	972,266	1,090,112	882,556
通所介護	995,903	1,097,273	955,506
短期入所生活介護	192,781	210,688	224,163
介護老人福祉施設	357,891	376,328	392,547
福祉用具貸与	739,212	965,245	652,262

した。ただし、介護予防サービスの利用者を加味した利用者数は、ほぼ前年並みになります。

しかし、平成18年の福祉用具貸与の利用者では前年よりも3割程度減少しており、介護予防サービスを加えても2割程度減少しています。先の介護保険制度改正が福祉機器に与えた影響の大きさがわかります。